

事 務 連 絡
令和8年7月29日

熊本県 消費生活協同組合主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課消費生活協同組合業務室

令和8年熊本地震に係る災害等に対する
緊急特別取扱い措置について

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会(以下「共済事業実施組合」という。)に対して、事務連絡を発出したので、貴県の所管する共済事業実施組合に対する取扱いについての参考としてください。